

# 関東IVR研究会 会則

## 第1章 総則

第1条 本会の名称は「関東IVR研究会」とする。ここにいう関東地方とは、東京都、栃木、茨城、群馬、千葉、埼玉、神奈川、山梨、長野の各県とする。

本会の事務局は、東京都新宿区信濃町35 慶應義塾大学医学部放射線科学（診断）に置く。

第2条 本会の名称は、既存の「日本インターベンショナルラジオロジー学会（日本 IVR 学会）関東地方会」から変更したものである。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本会はインターベンショナルラジオロジー学会と連携を持つ研究会として、関東地方において IVR に関する基礎的及び臨床的研究に携わっている医師ならびに関係者の知識の交流を行い、医療の向上に貢献することを目的とする。

第4条 本会は前項の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 定期学術集会（年1回）の開催。
2. 抄録の日本インターベンショナルラジオロジー学会雑誌への投稿。
3. その他、前述の目的を達成するために必要な事業。

## 第3章 会員

第5条 本会の会員は次のとおりとし、所定の手続きにより会員となる。

1. 会員：本会の目的に賛同し、会の活動に積極的に参加する個人。
2. 賛助会員：本会の目的に賛同し、事業を後援する個人、法人または団体。  
会員は次に掲げる権利を有し、必要なら当会に対して行使することができる。
  - (1) 定期学術集会その他当会が行なう事業へ参加ができる
  - (2) 定期学術集会への出題・応募ができる
  - (3) 総会の決議へ参加する
  - (4) 関係書類（会則、議事録、計算書類等）の閲覧または請求
  - (5) その他定款および規則等に定められるところの権利を行使し義務を負う（賛助会員は上記権利のうち（1）、（4）、（5）の権利を有する。）

第6条 本会に多大な尽力と貢献された会員を名誉会員とする。世話人会で決定し、会費等一切免除される。

#### 第4章 役員

第7条 本会に次の役員を置く。

1. 代表幹事
2. 幹事若干名
3. 世話人

第8条 定期学術集会の会長を務めたものが幹事となる。また、幹事会の判断で適宜幹事の増員を行うこともある。増員の方法に関しては幹事会の議事に従う。

幹事は幹事会を組織し、会の運営、方針、世話人の追加、定期学術集会長の選定、定期学術集会の発表内容についての提案を行うなど本会の事業遂行に必要な事項を審議すると共に、世話人会に意見具申を行う。

世話人は世話人会を組織し、幹事会における審議事項等につき討議し承認を行う。世話人の追加、辞任の承認などは世話人会で決定する。

なお、定期学術集会の会長は世話人の中から選定される。また、幹事・世話人会に連続3回欠席した世話人についてはその任を解く。

第9条 幹事の中より互選により代表幹事1名を選出する。代表幹事は本会の会務を総括する。又、監事2名を選出し、会計監査を委任する。

第10条 役員任期は特定しない。ただし、幹事（代表幹事を含む）、世話人は満65歳となった年度末をもってその任を解く。なお、退任された幹事については幹事会が名誉会員候補者として世話人会に推薦する。

#### 第5章 運営

第11条 本会の事務局は代表幹事の施設内に置く。

第12条 定期学術集会の開催に関しては、世話人会にて当番世話人を選出・承認し、その運営を当番世話人に一任する。

第13条 事務局は会員相互の連絡を円滑に行うために、会員の名簿管理等を行う。

第14条 総会は、定期学術集会の期間中に開催し、事業、会計、会則の改定等を定例議題

とし、その他事業の立案、執行に関する重要事項を審議する。

第15条 幹事会、世話人会は、原則として定期学術集会の期間中に開催し、以下の事項を協議する。

- 1) 学術集会ならびに本会の事業に関する事。
- 2) 日本インターベンショナルラジオロジー学会からの諮問に関する事。
- 3) 日本インターベンショナルラジオロジー学会への建議に関する事。
- 4) 会則に関する事。
- 5) その他。

## 第6章 会計

第16条 本会の運営は会費その他の収入をもって充てる。

### 第17条 会費

1. 会員：開催される定期学術集会ごと、参加費（年会費を含む）を徴収し、これを会費とする。
2. 賛助会員（法人）：1口100,000円（年間）とする。

第18条 当番世話人は担当学術集会の収支報告書を幹事会、世話人会に提出し、承認を受けなければならない。

第19条 事務局は、事務局経費の予算及び決算についての報告書を幹事会、世話人会に提出し、承認を受けなければならない。

第20条 本会の会計及び事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第7章 規約の発足及び会則の変更

第20条 本会則は世話人会に計り、承認を受け変更することができる。

第21条 本会則は、平成17年7月9日より施行する。

平成 17 年 7 月 9 日 施行

平成 18 年 7 月 15 日 一部改定

平成 25 年 6 月 13 日 一部改定

平成 26 年 7 月 12 日 一部改定

平成 29 年 7 月 8 日 一部改定

平成 30 年 7 月 7 日 一部改定